

(第6号様式)

三重県エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

公益財団法人 三重県産業支援センター 理事長 宛て

所在地

名 称

代表者職氏名

令和5年 月 日付け三産支（経営）第 - 号で交付決定のあった三重県エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金の実績について、三重県エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金交付要領第16条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業のテーマ

2 補助金実績額 金 円

3 関係書類

- (1) 事業実績書（第6号様式の2）
- (2) 支出内訳書（第6号様式の3）
- (3) 賃金引き上げ実績報告書（第6号様式の4・別紙を含む）
- (4) 事業内容別経費 支出管理表（別紙様式4）
- (5) 支出を証する書類
- (6) 取得財産等管理台帳（第9号様式）の写し ※該当がある場合のみ
- (7) その他理事長が必要とする書類

4 連絡先 ※担当者は、申請者の代表者または役員・従業員に限ります。

担 当 者 名			
電 話 番 号		F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス			

(第6号様式の2)

事業実績書

1 補助事業で取り組んだ内容〔補助事業の実施内容を交付申請時の経営向上計画書（第1号様式の2）をもとに記載ください〕

2 補助事業の結果・成果〔本補助事業を実施したことにより具体的にどのような成果効果（申請時の目標値等の達成度合い等）があったのかを必ず記載ください〕

3 補助事業の実施経過〔事業計画書の実施スケジュールに記載した内容等に沿って記載ください〕

実施年月日	具体的な実施内容

4 今後の展開等の方針〔補助事業実施結果にもとづき、今後どのように事業を展開、あるいは経営計画を進めていくのかを記載ください〕

(第6号様式の3)

支 出 内 訳 書

(単位：円)

【事業者の消費税区分】

いずれかに○を付けてください。

() 一般課税事業者

() 免税事業者・簡易課税事業者

経 費 費 目	内 容	規 格	経 費 内 訳 (単価×数量)	補助対象経費額 ※一般課税事業者は税 抜、免税・簡易課税事業 者は税込で記入
(1) 補助対象経費合計額				
(2) 補助金実績額 (1)の1/2以内(千円未満切捨て) (上限は通知済の交付決定額(変更交付決定があった場合は変更交付決定額))				

第6号様式の4 別紙

事業場内最低賃金計算シート(時間額換算用)

(1)日給制の場合

<p>最も賃金が低い者(賃金引上げ対象者)の日給(_____)円 〔①〕</p> <p>↓</p> <p>1週間の所定労働時間^{※1} ÷ 1週間の所定労働日数^{※1} = 1日の所定労働時間(平均) (_____)時間 ÷ (_____)日 = (_____)時間 〔②〕</p> <p>↓</p> <p>〔①〕 ÷ 〔②〕 = (_____)円 〔③〕</p>
--

(2)月給制の場合

<p>最も賃金額が低い者(賃金引上げ対象者)の給与内訳(月給)</p>	
合計	<p>基本給 (_____)円 役職手当(_____)円 住宅手当(_____)円 ○○手当(_____)円^{※2}</p>
	<p>(_____)円 〔①〕</p> <p>↓</p> <p>年間の所定労働時間^{※1} ÷ 12 = 1か月の所定労働時間(平均) (_____)時間 ÷ 12 = (_____)時間 〔②〕</p> <p>↓</p> <p>〔①〕 ÷ 〔②〕 = (_____)円 〔③〕</p>

(3)出来高払制の場合

<p>最も賃金額が低い者(賃金引上げ対象者)の出来高払給(歩合給) (_____)円 〔①〕 (出来高払いの計算対象である時間外労働時間及び休日労働時間を含む)</p> <p>↓</p> <p>実際の総労働時間^{※1} (_____)時間 〔②〕</p> <p>↓</p> <p>〔①〕 ÷ 〔②〕 = (_____)円 〔③〕</p>

事業場内最低賃金の従業員のほか、賃金引き上げの対象となる全ての従業員について作成してください。

(1)～(3)の賃金制度が組み合わさっている場合は、以下の例を参考に時間あたりの賃金額を算出してください。その場合、計算方法が分かるように本様式の余白への記入または自由様式にてご提出ください。

【例】基本給が日給制で、手当(職務手当など)が月給制の場合

- ① 基本給(日額) → (1)の計算で時間額を算出
- ② 手当(月給) → (2)の計算で時間額を算出
- ③ ①+②=時間あたりの賃金額

※1 労働時間の算出にあたっては、実績報告日の前日から起算して1週間または1年間等で計算してください。

※2 事業場内最低賃金の算定方法は地域別最低賃金と同様の考え方であるため、毎月支払われる基本的な賃金が対象です。このため、結婚手当等の臨時に支払われる賃金、賞与、時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、通勤手当、家族手当、精皆勤手当は最低賃金の対象とならないため除外して計算してください。